**平成３１年度渡名喜村地域防災計画等策定業務公募型プロポーザル審査要領**

　平成３１年度渡名喜村地域防災計画等策定業務公募型プロポ－ザル審査に関する事項を次

に定めます。

１　審査の対象となる事業者

　　審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

　（１）別途定める「平成３１年度渡名喜村地域防災計画等策定業務公募型プロポ－ザル募

　　集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件に規定する資格要件を満たす参加者

　（２）募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者

　（３）募集要領により、適正に書類を作成した参加者

２　審査の項目及び点数

　　一次評価審査では総合項目は合否で判定する。また、二次評価審査では点数は５００点（審査員１人あたり１００点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

　（１）業務実績に関する内容　　　　　　　　　２０点

　（２）業務実施体制に関する内容　　　　　　　１０点

　（３）業務の実施方針に関する内容　　　　　　１０点

（４）業務フローに関する内容　　　　　　　　１０点

（５）地域防災計画に関する内容　　　　　　　１０点

（６）総合防災マップに関する内容　　　　　　１０点

（７）その他提案に関する内容　　　　　　　　１０点

（８）工程計画に関する内容　　　　　　　　　１０点

（９）積算内訳書に関する内容　　　　　　　　　５点

（１０）プレゼンテーションに関する内容　　　　５点

３　審査委員会

　　参加者から提出された提案書に基づき採点を行う審査委員会を開催します。

（１）日時、場所

　日時　令和元年７月１１日（木）１５時から（予定）

　場所　渡名喜村内

４　審査の方法

　（１）審査委員会では、提出された提案書に対する審査を行います。

　（２）各審査委員は、別途定める「平成３１年度渡名喜村地域防災計画等策定業務」に基づいて

審査を行います。

　（３）すべての参加者の審査終了後、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定

　　　　します。

　（４）審査の結果、最高得点の者が同点で２社以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に

　　　　候補者と次点者を選定します。

　（５）委託業務の実施に際して、提案書の内容そのまま実施することを約束するものではあり

　　　ません。選定後は、候補者と村は、提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体

　　　の履行条件などの協議と調整（以下「調整」という。）を行います。この交渉が整ったとき

　　　には、随意契約の手続きに進みます。７日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者

　　　に選定された者が、改めて村と交渉を行います。

**平成３１年度渡名喜村地域防災計画等策定業務公募型プロポ－ザル審査基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査の視点 | 配点 |
| （１）地域防災計画見直  　　　し・ハザードマップ  　　　作成の実績があり、  　　　本村の地域防災計  画も作成するノウ  ハウを持っている  か？ | ・地域防災計画見直し・ハザードマップ作成の実績があるなし、知識、経験ノウハウを維持するための実績にすぐれているか。また、当村の地域防災計画を厳密に見直し、正確なデータが作成できるノウハウを持っているか。作業全般を通じて、正確なデータ作成という事業目的を見据えながら職員負担の軽減ができるか。作業員及作業設備に関して、セキュリティ対策が徹底しており、個人情報保護が図れるものであるか。 | １００ |